

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省3(I-3-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>医療安全確保対策の推進を図ること(施策目標 I-3-2) 基本目標 I: 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 3: 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>医政局総務課 医政局総務課医療安全推進室 医政局地域医療計画課 医政局医事課 医政局歯科保健課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総務課長 熊木 正人 医療安全推進室長 梅木 和宣 地域医療計画課長 鷺見 学 医事課長 山本 英紀 歯科保健課長 小椋 正之</p>																
<p>施策の概要</p>	<p>○国民へ安全な医療が提供されるために、医療法(昭和23年法律第205号)により、国・都道府県等は以下の取組を行うこととされている。 ・国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」という)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める。 ・病院、診療所又は助産所の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業者に対する研修の実施その他の当該病院、診療所又は助産所における医療の安全を確保するための措置を講じる。 ・国は、医療安全支援センターにおける事務の適切な実施に資するため、都道府県等に対し、医療の安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全支援センターの運営に関し必要な助言その他の援助を行う。 ・都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p>																				
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="552 630 658 682">1</td> <td data-bbox="658 630 2798 682">国民の生命・健康が守られるべき医療機関において、医療事故により患者に有害事象が生じる事象が発生する中、医療事故を未然に防ぎ、安全に医療が提供される体制を確保することが課題となっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="552 682 658 766">2</td> <td data-bbox="658 682 2798 766">医療事故の予防のためには、医療事故が発生した際にその原因を究明し、再発防止に役立てていくことが課題となっている。</td> </tr> </table>	1	国民の生命・健康が守られるべき医療機関において、医療事故により患者に有害事象が生じる事象が発生する中、医療事故を未然に防ぎ、安全に医療が提供される体制を確保することが課題となっている。	2	医療事故の予防のためには、医療事故が発生した際にその原因を究明し、再発防止に役立てていくことが課題となっている。																
1	国民の生命・健康が守られるべき医療機関において、医療事故により患者に有害事象が生じる事象が発生する中、医療事故を未然に防ぎ、安全に医療が提供される体制を確保することが課題となっている。																				
2	医療事故の予防のためには、医療事故が発生した際にその原因を究明し、再発防止に役立てていくことが課題となっている。																				
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>																		
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>医療の安全確保のための体制整備</p>	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>安全に医療が提供されるためには、安全管理のための指針の整備や職員研修の実施、院内感染対策のための体制の確保や医薬品・医療機器の安全管理、安全使用のための体制確保が必要であるため。</p>																		
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>医療事故の収集・分析による発生予防・再発防止</p>	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>医療事故を減らしていくためには、医療事故を収集し分析することで、再発防止策を普及啓発し、医療事故発生の予防をしていくことが必要であるため。</p>																		
<p>達成目標1について</p>																					
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>		<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>															
<p>1</p>	<p>診療報酬の施設基準「医療安全対策加算」の届出医療機関の割合(アウトプット) ※医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置しているなどの要件を満たした医療機関が対象</p>	<p>22.4%</p>	<p>平成28年度</p>	<p>26.4%以上</p>	<p>毎年度</p>	<table border="1"> <tr> <td>前年度 (22.4%)以上</td> <td>前年度 (23.2%)以上</td> <td>前年度 (24.8%)以上</td> <td>前年度 (25.9%)以上</td> <td>26.4%以上</td> </tr> <tr> <td>23.2%</td> <td>24.8%</td> <td>25.9%</td> <td>26.8%</td> <td></td> </tr> </table>	前年度 (22.4%)以上	前年度 (23.2%)以上	前年度 (24.8%)以上	前年度 (25.9%)以上	26.4%以上	23.2%	24.8%	25.9%	26.8%		<p>・医療安全対策の研修を終了した医療安全管理者を配置する医療機関に対する診療報酬上の評価であり、医療機関における医療の安全確保のための体制整備が促進されることで、この割合が増加するため指標として選定した。 ※算出方法:「医療安全対策加算」届出医療機関数÷全国の病院及び一般診療所(有床)の数 (参考)平成27年度実績:21.4%、平成28年度実績:22.4%</p>				
前年度 (22.4%)以上	前年度 (23.2%)以上	前年度 (24.8%)以上	前年度 (25.9%)以上	26.4%以上																	
23.2%	24.8%	25.9%	26.8%																		
<p>②</p>	<p>都道府県、保健所設置市及び特別区の医療安全支援センターへの相談件数(アウトプット)</p>	<p>98,761件</p>	<p>平成28年度</p>	<p>104,000件以上</p>	<p>毎年度</p>	<table border="1"> <tr> <td>前年度 (98,761件)以上</td> <td>前年度 (97,376件)以上</td> <td>前年度以上</td> <td>前年度以上</td> <td>104,000件以上</td> </tr> <tr> <td>97,376</td> <td>集計中 (R4年3月 目途公表 予定)</td> <td>103,509</td> <td>集計中 (R4年3月 目途公表 予定)</td> <td></td> </tr> </table>	前年度 (98,761件)以上	前年度 (97,376件)以上	前年度以上	前年度以上	104,000件以上	97,376	集計中 (R4年3月 目途公表 予定)	103,509	集計中 (R4年3月 目途公表 予定)		<p>・医療法第6条の13の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないとされており、患者等からの医療に関する苦情・相談への対応や医療安全の確保に関する必要な情報提供や支援を業務としており、全国に383箇所設置されている(平成29年末現在)。 ・医療安全支援センターへの相談件数の増加を、医療に関する苦情・心配や相談に対応し、医療機関や国民に対して医療安全に関する助言および情報提供を行っている指標として選定した。 (参考)平成27年度実績:98,272件、平成28年度実績:98,761件</p>				
前年度 (98,761件)以上	前年度 (97,376件)以上	前年度以上	前年度以上	104,000件以上																	
97,376	集計中 (R4年3月 目途公表 予定)	103,509	集計中 (R4年3月 目途公表 予定)																		
<p>3</p>	<p>院内感染対策講習会受講者に占める初回受講者数の割合(アウトプット)</p>	<p>80.5%</p>	<p>平成29年度</p>	<p>基準年度以上</p>	<p>毎年度</p>	<table border="1"> <tr> <td>-</td> <td>80.5%以上</td> <td>80.5%以上</td> <td>80.5%以上</td> <td>80.5%以上</td> </tr> <tr> <td>80.5%</td> <td>77.0%</td> <td>77.1%</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </table>	-	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%	77.0%	77.1%	-		<p>・近年、MRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)、VRE(バンコマイシン耐性腸球菌)、多剤耐性緑膿菌、多剤耐性アシネトバクター及びノロウイルスをはじめとした各種の病原体に起因する院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められており、そうした対策については医療機関全体として取組むことが重要であることから、医療従事者に対する講習会を実施してきた。 ・最新の科学的知見に基づいた適切な知識を幅広く伝達することで、わが国における院内感染対策をより一層推進することができることから、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。 (参考)令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、講習会の受講対象を全ての医療従事者に拡大したため受講者の集計をしていない。</p>				
-	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上	80.5%以上																	
80.5%	77.0%	77.1%	-																		

4	病院の立入検査における検査項目(事故報告等、医療の安全の確保を目的とした改善のための方策)の遵守率(アウトプット)	98%	平成26年度	前年度以上	毎年度	前年度(98.6%)以上	前年度(98.5%)以上	前年度(98.4%)以上	前年度以上	前年度以上	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第25条第1項の規定に基づき都道府県等が実施する立入検査の実施状況、検査項目の遵守状況を効率的に把握し、全国的に遵守率が低い検査項目を特定した上で、その結果を都道府県に情報提供することにより、次回立入検査の際に遵守率が低い項目を重点的に指導する等の対応が可能となり、もって医療安全、医療の質の向上が期待できる。 検査項目のうち、「病院内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策」が講じられているかどうかに着目し、遵守率を測定指標として選定し、当該数値を前年度より向上させることを目標とした。 (参考1)平成27年度実績:98.2%、平成28年度実績:98.6% (参考2)平成30年度実績値98.4%は、分母:検査施設数(7,785施設)、分子:適合施設数(7,664施設)から算出したもの。
						98.5%	98.4%	令和3年度集計予定(令和4年7月公表予定)	令和4年度集計予定(令和5年7月公表予定)		

達成手段1		令和元年度	令和2年度	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和3年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(1)	院内感染対策(平成5年度)	0.3億円	0.3億円	0.3億円	3	院内感染の発生や、医療技術の高度化による感染症に対する抵抗力が比較的低い患者の増加などから、医療機関においては、最新の科学的知見に基づいた適切な院内感染対策の実施が求められており、そうした対策については医療機関全体として取組むことが重要であることから、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を幅広く伝達することで、院内感染対策の向上に寄与する。	2021-厚労-20-0126
		0.2億円	0.1億円				
(2)	医療機関行政情報システム改善事業費(平成5年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	4	都道府県等からの立入検査結果報告データの集積システムを構築することにより、医療法第25条の規定に基づく医療機関への立入検査(医療機関が医療法等関連法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否か等について検査)の結果について迅速かつ正確に報告・集計し、各都道府県等に情報提供等を行うことにより、遵守率の向上に寄与する。	2021-厚労-20-0127
		0.1億円	0.1億円				
(3)	患者安全推進(PSA)事業(平成13年度)	0.03億円	0.03億円	0.03億円	1	医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに、国民の理解と認識を深めることを目的とし、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と位置づけ、厚生労働省ホームページ上での告知や、都道府県や医療関係団体等へのポスターの配布等を通じて、同週間の周知を行うことにより、医療安全対策に関する医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組みの促進等が図られるとともに、国民の理解と認識が深められることに寄与する。	2021-厚労-20-0124
		0.03億円	0.02億円				
(4)	医療安全支援センター総合支援事業(平成13年度)	0.2億円	0.2億円	0.2億円	2	医療安全支援センターにおける相談等に適切に対応するため、専門的知識、能力の習得や、相談困難事例の調査・分析及び対処方法等にかかる研修を行うことにより、全国の医療安全支援センターの相談員の能力が高められるとともに、国民からの相談等へ適切に対応するための環境整備に寄与する。	2021-厚労-20-0125
		0.2億円	0.2億円				
(5)	死因究明等体制の推進に向けた支援(平成22年度)	2.0億円	2.0億円	1.7億円	-	異状死死因究明の体制づくりを推進するための事務局経費、解剖を行うための経費及び死亡時画像診断を行うための経費を都道府県等に対して支援するとともに、異状死の死因究明のため、CT等を使用して行う死亡時画像診断について、放射線科医の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施することにより、公衆衛生の向上に寄与する。	2021-厚労-20-0128
		1.2億円	1.4億円				
(6)	統合医療に係る情報発信等推進事業(平成23年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	-	「統合医療」の有効性・健康被害に関する国内外の科学的知見について、ウェブサイト上で分かりやすい形で情報発信を行うことにより、統合医療に関する国民の正しい選択及び健康被害の回避に寄与する。	2021-厚労-20-0129
		0.1億円	0.1億円				
(7)	医師法と刑事責任との関係等についての調査検討事業(平成29年度)	0.09億円	0.2億円	0.2億円	-	医療行為と刑事責任との関係等について、医療や司法の専門家等による議論の場において論点を整理し、どのような医療行為に刑事責任を問うべきか等の調査・検討を行うことにより、医療界が不必要に萎縮せず医療を行える体制の構築に寄与する。	2021-厚労-20-0133
		0.09億円	0.09億円				
(8)	特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業(平成30年度)	0.1億円	0.1億円	0.1億円	-	高度な医療を提供する特定機能病院において、病院間の相互立入を行い安全管理に係る技術的助言等を受けることにより、一層の安全確保に寄与する。	2021-厚労-20-0134
		0.1億円	0.1億円				
(9)	あはき柔整等の広告適正化事業(令和元年度)	0.4億円	0.2億円	0.2億円	-	違反広告に対する私道・監視体制を確立するため、全国の施術所を対象にあはき柔整等に係る広告の実態を調査するとともに、広告規制に違反する疑いのある事例に対する通報受付先を設置し、広告規制に違反する疑いのある事例について都道府県に情報提供する。これにより、広告の実態調査を実施し、不適切な広告について指導を行うことで、国民が適切な施術を選択できる環境が整備され、もって、医療安全対策の一層の推進を図ることに寄与する。	2021-厚労-20-0143
		0	0				

達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
		基準年度		目標年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑤	医療事故情報収集等事業における公開データ検索、医療安全情報、報告書・年報のWebアクセス件数(アウトプット) ※年単位(1月1日～12月31日)	148,304件	28年度	295,000件以上	毎年度	前年度(148,304件)以上	前年度(245,276件)以上	前年度(293,731件)以上	前年度(290,664件)以上	295,000件以上	医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検証をした情報を医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集、分析し、医療機関等へ情報提供を行う事業である。医療事故情報やヒヤリ・ハット事例の報告事例、医療安全情報等を医療機関等へフィードバックすることで、より一層の医療安全の向上がはかれるため指標として選定した。 (参考)平成27年度実績:133,749件、平成28年度実績:148,304件
						245,276件	293,731件	290,664件	258,650件		
⑥	産科医療補償制度の再発防止に関する分析件数(アウトプット) ※年単位(1月1日～12月31日)	1,191件	28年度	2,600件以上	毎年度	前年度(1,191件)以上	前年度(1,606件)以上	前年度(2,113件)以上	前年度(2,457件)以上	2,600件以上	分娩時の医療事故の発生予防・再発防止のためには、より多くの事例について原因分析を行い、再発防止策を講じることが重要であるため指標として選定した。 (参考)平成27年度実績:793件、平成28年度実績:1,191件
						1,606件	2,113件	2,457件	2,527件		

(参考指標)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
7	医療事故情報収集等事業における医療事故報告件数(アウトカム) ※年単位(1月1日～12月31日)	4,095件	4,565件	4,532件	4,802件		(参考)平成27年度実績:3,654件、平成28年度実績:3,882件		
8	産科医療補償制度における補償対象件数(アウトカム)	351件	352件	338件	295件		(参考)平成27年度実績:400件、平成28年度実績:336件		
達成手段2		令和元年度 予算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等		令和3年度行政事業レビュー事業番号	
		執行額	執行額						
(10)	医療事故情報収集等事業 (平成16年度)	0.9億円	0.9億円	0.9億円	5.7	医療事故の発生予防・再発防止のため、医療機関自らが分析・検討をした情報を、医療法施行規則第12条に基づく登録分析機関が収集・分析し、情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じて必要な助言・支援を行うことにより、医療事故の発生予防・再発防止に寄与する。		2021-厚労-20-0132	
(11)	産科医療補償制度運営費 (平成20年度)	1.0億円	1.0億円	1.0億円	6.8	分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった児及びその家族の経済的負担を速やかに補償する産科医療保守制度の運営組織が、事故原因等の分析をすることにより、再発防止に寄与する。		2021-厚労-20-0123	
(12)	医療事故調査・支援センター運営費 (平成27年度)	7.5億円	7.5億円	7.5億円	-	医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査報告を民間の第三者機関(医療事故調査・支援センター)が収集・分析し、再発防止のための普及啓発を行うことにより、医療安全の確保に寄与する。		2021-厚労-20-0130	
(13)	支援団体等連絡協議会運営事業 (平成29年度)	0.9億円	0.9億円	0.9億円	-	支援団体等連絡協議会は、 (1)病院等の管理者が、医療事故に該当するか否かの判断や医療事故調査等を行う場合に、参考とすることができる標準的な取扱いについて意見交換を行うこと (2)病院等の管理者が行う報告及び医療事故調査並びに支援団体が行う支援の円滑な実施のための研修を行うこと (3)各都道府県の支援団体の窓口となり、病院等の管理者の求めに応じて、個別の事例に応じて適切な支援を行うことができる支援団体を紹介すること等の役割が求められており、支援団体等連絡協議会の活動に対する支援を通じて、医療事故調査制度の円滑な運営を図ることにより、医療事故の再発防止策の普及啓発に寄与する。		2021-厚労-20-0131	
(14)	歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 (令和3年度)	0.1億円	0.07億円	0.08億円	-	歯科医療機関にインシデント報告システムを普及させ、インシデント等を収集・分析し、情報提供を行うことにより、インシデント等の発生予防・再発防止および歯科医療機関における医療安全体制の向上に寄与する。		2021-厚労-20-0132	
施策の予算額(千円)		令和元年度		令和2年度		令和3年度		政策評価実施時期	令和元年度
施策の執行額(千円)		1,385,393		1,358,202		1,346,693			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)					年月日	関係部分(概要・記載箇所)			
		-			-	-			